

戸田市余裕期間設定工事に係る実施要領

令和2年3月13日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、戸田市が発注する建設工事において、受注者の円滑な施工体制の確保等を図るため、余裕期間設定工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 下請との契約、作業員、建設資材等の確保、関係機関への協議文書等の届出等、工事着手以前の工事施工体制を整備するための期間をいう。
- (2) 実工期 実際に工事を施工するために必要な期間をいう。
- (3) 全体工期 余裕期間と実工期の合計をいう。
- (4) 工事開始日 実工期の始期をいう。
- (5) 余裕期間設定工事 定められた実工期の前に余裕期間を設定する工事をいう。

(対象工事)

第3条 余裕期間設定工事は、戸田市が発注する建設工事で、発注者の判断により余裕期間を設けることが有益と認められる工事を対象とする。

(余裕期間の設定等)

第4条 工事開始日の設定は、発注者が行うものとする。

- 2 発注者は、入札の翌日から起算して90日を超えない範囲で、余裕期間を設定するものとする。
- 3 余裕期間の設定にかかる積算上の割増は行わないものとする。また、余裕期間の設定により増加する経費は、全て受注者の負担とし、変更契約の対象としない。

(低入札価格調査の取扱い)

第5条 戸田市建設工事等低入札価格調査実施要領（平成28年10月18日市長決裁）第12条に規定する調査により、契約の締結が前条第1項による工事開始日以降となった場合は、余裕期間を設定しない。

(前払金の取扱い)

第6条 余裕期間設定工事の前払金の請求は、工事開始日までは請求することができない。

(工事開始日までの現場管理等)

第7条 契約日から工事開始日までの間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

- 2 契約日から工事開始日までの間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。ただし、下請との契約、作業員、建設資材等の確保、関係機関への協議文書等の届出等、現場への搬入を伴わない準備は除く。

(技術者の配置)

第8条 契約日から工事開始日までの期間は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人並びに追加技術者を配置することを要しない。

(特記仕様書における記載事項)

第9条 余裕期間設定工事において別紙の特記仕様書を作成するものとする。

(契約関係の取扱い)

第10条 契約関係の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 契約書に記載する工期は、実工期とすること。
- (2) CORINSに登録する工期は、実工期とすること。
- (3) 契約保証の期間は、全体工期を満たすこと。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

余裕期間設定工事に係る特記仕様書

本工事は、工事請負契約書によるほか、この特記仕様書によるものとする。なお、戸田市建設工事請負契約約款に記載された事項のうち、本特記仕様書に係る部分については、本特記仕様書の記載を優先するものとする。

(対象工事)

第1条 本工事は、工期に余裕期間を設定する工事（余裕期間設定工事）の対象工事である。

(工事開始日)

第2条 受注者は、令和 年 月 日以降でなければ、工事を開始することはできない。

(前払金の請求)

第3条 本工事の前払金は、工事開始日までは請求できない。

(工事開始日前の現場管理等)

第4条 契約日から工事開始日までの期間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととする。

2 契約日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者の配置)

第5条 契約日から工事開始日までの期間は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人並びに追加技術者を配置することを要しない。なお、受注者が工事開始日において技術者等を配置できない場合には、発注者は、戸田市建設工事請負契約約款の規定に基づく契約解除及び戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を行うことができる。

(経費の負担)

第6条 余裕期間の設定により増加する経費は、全て受注者の負担とする。